

資料編

目次

< 業績の概要 >

1. 財務諸表

(1)貸借対照表	46～52
(2)損益計算書	53～54
(3)剰余金処分計算書	54
独立監査人の監査報告書謄本	55
監査報告書謄本	55

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	56
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	56

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	56
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	56
(3)①担保の種類別の貸出金残高	56
②担保の種類別の債務保証見返額	57
(4)使途別の貸出金残高	57
(5)預貸率の期末値及び期中平均値	57
(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	57

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高	58
(2)有価証券の種類別の残存期間別残高	58
(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高	58
(4)預証率の期末値及び期中平均値	58

5. 時価情報

(1)有価証券	59～60
(2)金銭の信託	60
(3)デリバティブ取引	60

6. 経営内容

(1)経常収益	61
(2)経常利益	61
(3)当期純利益	61
(4)出資総額及び出資総口数	61
(5)純資産額	61
(6)総資産額	61
(7)預金積金残高	61
(8)貸出金残高	61
(9)有価証券残高	61
(10)単体自己資本比率	61
(11)出資に対する配当金	61
(12)職員数	61
(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務 純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託 解約損益を除く）	61～62
(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	62
(15)受取利息及び支払利息の増減	62
(16)利益率	62

< 連結情報 >

1. 金庫及び子会社等の概況

(1)主要な事業内容及び子会社等の概要	63
(2)子会社等の状況	63
(3)事業の概況	63

2. 財産の状況

(1)財務諸表	64～71
(2)経営内容	71
(3)信用金庫法開示債権（リスク管理債権）の状況	71
(4)連結セグメント情報	71

3. 自己資本充実の状況（連結に関する事項）

.....	72～76
-------	-------

業 績 の 概 要

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5.3.31現在)	令和5年度 (令和6.3.31現在)
(資産の部)		
現金	3,371,685	2,979,163
預 け 金	90,685,822	71,933,290
金融機関貸付等	—	—
買入金銭債権	1,101,826	1,058,492
金銭の信託	—	—
有価証券	83,447,394	90,846,572
国債	9,679,700	12,145,785
地方債	17,758,331	17,725,907
社債	29,625,735	29,703,119
株式	532,247	1,831,830
その他の証券	25,851,380	29,439,930
貸出金	177,370,082	177,474,982
割引手形	265,839	203,337
手形貸付	5,089,390	5,182,278
証書貸付	153,130,582	153,086,240
当座貸越	18,884,270	19,003,125
その他の資産	1,860,323	2,363,941
未決済為替貸	55,408	108,163
信金中金出資金	1,400,600	1,860,600
前払費用	5,111	2,979
未収収益	274,190	280,342
その他の資産	125,012	111,856
有形固定資産	2,500,564	2,348,782
建物	465,966	430,638
土地	1,656,391	1,545,231
リース資産	169,400	134,068
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	208,806	238,843
無形固定資産	97,488	98,710
ソフトウェア	65,673	68,671
リース資産	5,165	3,394
その他の無形固定資産	26,649	26,645
繰延税金資産	568,713	1,057,176
債務保証見返	4,443,711	4,369,829
貸倒引当金	△1,891,230	△6,706,946
(うち個別貸倒引当金)	(△1,514,873)	(△5,820,198)
資産の部合計	363,556,382	347,823,996

(負債及び純資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5.3.31現在)	令和5年度 (令和6.3.31現在)
(負債の部)		
預 金	334,390,869	329,839,231
当座預金	3,540,564	3,878,497
普通預金	158,225,023	168,236,816
貯蓄預金	220,352	216,873
通知預金	936,934	909,331
定期預金	163,392,640	149,121,266
定期積金	6,864,490	6,194,377
その他の預金	1,210,864	1,282,067

借 用 金	7,533,314	300,323
借 入 金	7,533,314	300,323
そ の 他 負 債	775,625	833,546
未 決 済 為 替 借	101,239	194,890
未 払 払 費 用	177,922	158,957
給 付 補 填 備 金	1,500	1,076
未 払 法 人 税 等	93,977	123,114
前 受 収 益	13,851	11,579
払 戻 未 済 金	6,657	4,992
職 員 預 り 金	116,553	115,236
リ ー ス 債 務	191,828	154,590
資 産 除 去 債 務	10,465	10,564
そ の 他 の 負 債	61,629	58,543
賞 与 引 当 金	81,667	78,237
役 員 賞 与 引 当 金	7,595	7,668
退 職 給 付 引 当 金	320,674	316,812
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	194,949	103,752
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13,462	5,307
偶 発 損 失 引 当 金	25,790	35,376
債 務 保 証	4,443,711	4,369,829
負 債 の 部 合 計	347,787,659	335,890,117
(純資産の部)		
出 資 金	735,813	730,815
普 通 出 資 金	735,813	730,815
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	18,776,016	14,902,342
利 益 準 備 金	742,470	735,813
そ の 他 利 益 剰 余 金	18,033,545	14,166,529
特 別 積 立 金	17,677,580	17,877,580
(経営安定化特別積立金)	(1,500,000)	(1,500,000)
当期末処分剰余金又は 当期末処分損失金(△)	355,965	△3,711,050
(当期純利益又は 当期純損失(△))	(203,315)	(△3,859,300)
処 分 未 済 持 分	△16,659	△20,169
会 員 勘 定 合 計	19,495,169	15,612,988
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,726,446	△3,679,074
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△3,726,446	△3,679,074
純 資 産 の 部 合 計	15,768,723	11,933,914
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	363,556,382	347,823,996

注記事項（令和6年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は683百万円

であります。

また、令和 6 年能登半島地震により直接あるいは間接的に被害を被った債務者の実態、及び担保物件を再評価した結果を当期の自己査定に反映させて貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は 4,484 百万円です。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和 5 年 3 月 31 日現在)

①年金資産の額 1,680,937 百万円

②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額

1,770,192 百万円

③差引額 △89,255 百万円

- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和 5 年 3 月分) 0.228 %

- (3) 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 147,969 百万円および別途積立金は 58,714 百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 41 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 6,706 百万円

(上記のうち令和 6 年能登半島地震による直接あるいは間接的に被害を被った債務者に対する引当金 4,484 百万円)

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、令和 6 年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。

なお、令和 6 年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,026 百万円

17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円

18. 子会社等に対する金銭債務総額 55 百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,802 百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,016 百万円

危険債権額 11,969 百万円

三月以上延滞債権額 26 百万円

貸出条件緩和債権額 259 百万円

合計額 17,271 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、203 百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 34,682 百万円
 担保資産に対応する債務はありません。
 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,512 百万円を差し入れております。
23. 出資 1 口当たりの純資産額 1,111 円 18 銭
24. 金融商品の状況に関する事項
 (1) 金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 ①信用リスクの管理
 当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的に A L M 委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
 (i) 金利リスクの管理
 当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M 委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券内に内包している変動額を為替相場が 10% 円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
 このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。
 これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、A L M 委員会に定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
 当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
 当金庫の V a R は分散共分散法（保有期間 1 年、信頼区分 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 6 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 3,148 百万円です。
 なお、当金庫では、モデルが算出する V a R と実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。
 ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
 当金庫は、A L M を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
 令和 6 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 （時価の算定方法については（注 1）参照） なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
 （（注 2）参照） また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	71,933	72,171	237
(2) 有価証券	90,527	90,376	△150
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	8,418	8,267	△150
その他有価証券	82,108	82,108	—
(3) 貸出金(*1)	177,474	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,706	—	—
	170,768	172,108	1,340
金融資産計	333,228	334,656	1,428
(1) 預金積金(*1)	329,839	328,930	△909
(2) 借入金(*1)	300	339	39
金融負債計	330,139	329,269	△869

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 26. から 27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	247
組合出資金 (*2)	61
合 計	319

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	—	1,058	1,058
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券 (その他有価証券)	14,428	64,849	2,830	82,108
うち株式	1,574	—	—	1,574
国債	9,220	—	—	9,220
地方債	—	16,030	—	16,030
社債	—	28,105	—	28,105
その他の証券	3,634	20,712	2,830	27,178
その他	—	—	—	—
金融資産計	14,428	64,849	3,889	83,167
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金 (*1)	10,007	25,125	6,500	12,800
有価証券	5,808	14,577	16,888	31,905
満期保有目的の債券	—	500	5,764	2,153
その他有価証券のうち満期があるもの	5,808	14,077	11,124	29,751
貸出金 (*2)	28,140	59,309	43,220	25,320
合 計	43,956	99,012	66,609	70,026

- (※1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	307,658	21,273	906	—
借入金	31	125	128	14
合 計	307,690	21,398	1,035	14

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券

該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	500	503	3
	社債	500	507	7
	その他	—	—	—
	小 計	1,000	1,010	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,925	2,885	△40
	地方債	1,195	1,189	△5
	社債	1,097	1,084	△13
	その他	2,200	2,098	△101
	小 計	7,418	7,256	△161
合 計		8,418	8,267	△150

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,203	987	216
	債券	11,302	11,249	53
	国 債	—	—	—
	地方債	6,433	6,404	28
	社 債	4,869	4,844	24
	その他	7,319	6,611	707
	小 計	19,825	18,848	977
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	370	384	△13
	債券	42,054	44,839	△2,785
	国 債	9,220	10,405	△1,185
	地方債	9,597	10,358	△760
	社 債	23,236	24,075	△838
	その他	19,858	21,716	△1,857
	小 計	62,283	66,939	△4,656
合 計		82,108	85,787	△3,679

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	880	84	△21
債券	200	0	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	200	0	—
その他	2,487	212	△178
合 計	3,567	296	△199

29. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,566百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,086百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	124 百万円
退職給付引当金	87 百万円
貸出金有税償却額	163 百万円
貸倒引当金(有税額)	1,662 百万円
賞与引当金	21 百万円
その他	238 百万円
繰延税金資産小計	2,299 百万円
評価性引当額	△1,241 百万円
繰延税金資産合計	1,057 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,057 百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。
顧客との契約から生じた債権 3百万円
34. 当事業年度において、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により特に大きな被害を受けた破綻懸念先債権の一部の債務者をグルーピングし、今後3年間の予想損失額を見込んで、貸倒引当金を追加計上しております。この見積もりの変更により当事業年度末の貸倒引当金は343百万円増加し、当事業年度の経常損失及び税引前当期純損失が343百万円増加しております。

(2)損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)	令和5年度 (令和5.4.1～令和6.3.31)
経 常 収 益	3,886,928	4,264,112
資 金 運 用 収 益	3,410,669	3,464,137
貸 出 金 利 息	2,435,033	2,391,784
預 け 金 利 息	138,594	247,184
有価証券利息配当金	705,844	693,201
その他の受入利息	131,196	131,966
役 務 取 引 等 収 益	409,391	408,404
受入為替手数料	140,060	135,500
その他の役務収益	269,331	272,903
そ の 他 業 務 収 益	27,272	36,512
外国為替売買益	1,025	—
国債等債券売却益	—	200
国債等債券償還益	331	4,767
その他の業務収益	25,916	31,545
そ の 他 経 常 収 益	39,594	355,057
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	11,095	9,497
株式等売却益	20,798	296,699
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	7,700	48,861
経 常 費 用	3,546,551	8,306,308
資 金 調 達 費 用	31,689	34,862
預 金 利 息	17,356	21,506
給付補填備金繰入額	539	377
借 用 金 利 息	7,944	7,133
その他の支払利息	5,849	5,844
役 務 取 引 等 費 用	301,454	283,918
支払為替手数料	52,825	51,195
その他の役務費用	248,629	232,722
そ の 他 業 務 費 用	16,019	100,522
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	98,041
国債等債券償還損	13,296	808
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	2,722	1,673
経 費	2,834,522	2,830,414
人 件 費	1,671,467	1,619,241
物 件 費	1,055,279	1,099,811
税 金	107,776	111,361
そ の 他 経 常 費 用	362,865	5,056,591
貸倒引当金繰入額	245,662	4,911,686
貸 出 金 償 却	51,609	2,527
株式等売却損	25,930	102,095
株式等償却	—	590
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	2,265	5,152
その他の経常費用	37,398	34,539
経常利益又は経常損失(△)	340,376	△4,042,196
特 別 利 益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	5,254	117,503
固定資産処分損	2,139	670
減 損 損 失	3,114	116,832
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	335,121	△4,159,700
法人税、住民税及び事業税	160,571	188,063
法 人 税 な ど 調 整 額	△28,765	△488,463
法 人 税 等 合 計	131,805	△300,399
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	203,315	△3,859,300
繰越金(当期首残高)	152,649	148,249
当期末処分剰余金又は 当期末処分損失金(△)	355,965	△3,711,050

注記事項（令和6年3月期）

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 子会社との取引による収益総額 13,934 千円
子会社との取引による費用総額 89,807 千円
- 3. 出資1口当たりの当期純損失金額 268 円 48 銭
- 4. 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。
(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	2,285
鹿島郡内		土地	359
七尾市内	事業用資産	土地	60,336
		建物	2,777
		動産	250
鳳珠郡内		土地	805
輪島市内		土地	34,959
金沢市内		土地	11,644
河北郡内		土地	3,414
合 計			116,832

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

(3)剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)	令和5年度 (令和5.4.1～令和6.3.31)
当期末処分剰余金又は 当期末処分損失金（△）	355,965	△3,711,050
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	3,900,000
利益準備金限度超過取崩額	6,657	—
剰余金処分量	214,373	14,316
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年2%) 14,373	(年2%) 14,316
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	200,000	—
繰越金（当期末残高）	148,249	174,632

注記事項

- 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

※令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月21日

のと共栄信用金庫

理 事 長 鈴木 正俊

独立監査人の監査報告書					令和6年5月29日
のと共栄信用金庫 理事会 御中					
太陽有限責任監査法人 北陸事務所					
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 尾川 克明 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 南波 洋行					㊞ ㊞
<計算書類等監査> 監査意見 当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第109期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通過し、通過の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。 計算書類等に対する経営者及び監事の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。 計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別、又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。 <剰余金処分案に対する意見> 剰余金処分案に対する監査意見 当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第109期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。 当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。 剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任 経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。 監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。 剰余金処分案に対する監査における監査人の責任 監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。 利害関係 金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。					

監事の監査報告書謄本

監査報告書	
私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第109期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。	
1. 監査の方法及びその内容	各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。
2. 監査の結果	(1) 業務報告等の監査結果 ①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。 ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。 ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。 (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 令和6年5月29日 のと共栄信用金庫監事会 常勤監事 宮 本 明 ㊞ 監 事 池 水 龍 一 ㊞ 監 事 吉 川 外喜男 ㊞ (注) 監事 池水 龍一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

2. 預金業務

(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 (単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
流動性預金		159,434	166,212
	うち有利利息預金	142,694	148,689
定期性預金		169,605	167,090
	うち固定金利定期預金	162,229	160,636
	うち変動金利定期預金	10	9
その他		896	895
計		329,936	334,198
譲渡性預金		—	—
合計		329,936	334,198

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
定期預金		163,392	149,121
	固定金利定期預金	163,383	149,111
	変動金利定期預金	9	9
	その他	—	—

3. 融資業務

(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
手形貸付		4,840	5,251
証書貸付		155,405	153,349
当座貸越		16,640	17,825
割引手形		298	237
合計		177,184	176,664

(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
貸出金		177,370	177,474
	うち変動金利	55,438	55,408
	うち固定金利	121,931	122,066

(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

① 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金		922	846
有価証券		—	—
動産		—	—
不動産		21,539	21,131
その他		—	—
計		22,461	21,978
信用保証協会・信用保険		46,100	47,691
保証		18,004	17,046
信用		90,803	90,759
合計		177,370	177,474

②債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	0	0
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2,038	2,444
その他	—	—
計	2,039	2,445
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	87	29
信用	2,317	1,894
合計	4,443	4,369

(4)使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	80,121	45.17%	79,672	44.89%
運転資金	97,248	54.83%	97,802	55.11%
合計	177,370	100.00%	177,474	100.00%

(5)預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金（期末残高）（A）	177,370	177,474
預金（期末残高）（B）	334,390	329,839
預貸率	（A / B）	53.04%
	期中平均	53.70%
		52.86%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	373	13,875	7.82%	344	14,418	8.12%
農業、林業	49	831	0.46%	43	848	0.47%
漁業	26	228	0.12%	24	185	0.10%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—%	—	—	—%
建設業	832	16,269	9.17%	816	16,693	9.40%
電気・ガス・熱供給・水道業	32	614	0.34%	27	555	0.31%
情報通信業	9	84	0.04%	9	143	0.08%
運輸業、郵便業	99	3,737	2.10%	101	3,959	2.23%
卸売業、小売業	541	12,476	7.03%	531	11,977	6.74%
金融業、保険業	19	8,344	4.70%	20	10,358	5.83%
不動産業	466	23,065	13.00%	460	22,946	12.92%
物品賃貸業	8	388	0.21%	7	364	0.20%
学術研究、専門・技術サービス業	102	5,152	2.90%	102	5,096	2.87%
宿泊業	64	6,389	3.60%	60	6,280	3.53%
飲食業	492	7,562	4.26%	478	7,293	4.10%
生活関連サービス業、娯楽業	279	3,604	2.03%	272	3,592	2.02%
教育、学習支援業	27	840	0.47%	28	883	0.49%
医療・福祉	144	5,556	3.13%	138	5,362	3.02%
その他サービス	327	9,600	5.41%	325	9,317	5.24%
小計	3,889	118,621	66.87%	3,785	120,276	67.77%
地方公共団体	17	26,126	14.72%	17	25,238	14.22%
個人（住宅・消費・納税資金等）	9,180	32,621	18.39%	8,638	31,959	18.00%
合計	13,086	177,370	100.00%	12,440	177,474	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

(2)有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和4年度	国 債	—	—	—	—	—	9,679	—	9,679
	地 方 債	1,508	6,182	—	—	159	9,907	—	17,758
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,881	4,611	385	8,338	4,676	9,732	—	29,625
	株 式	—	—	—	—	—	—	532	532
	外 国 証 券	99	1,003	197	2,085	—	1,827	13,594	18,807
	そ の 他 証 券	335	49	1,308	2,146	376	—	2,828	7,043
令和5年度	国 債	—	—	—	—	1,566	10,578	—	12,145
	地 方 債	3,538	2,608	547	241	5,125	5,664	—	17,725
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,369	2,280	4,131	8,994	10,698	1,228	—	29,703
	株 式	—	—	—	—	—	—	1,831	1,831
	外 国 証 券	—	902	687	1,500	201	1,624	15,297	20,212
	そ の 他 証 券	—	791	2,866	410	560	—	4,598	9,227

(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	9,679	9,960	12,145	12,260
地 方 債	17,758	19,630	17,725	17,912
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	29,625	31,747	29,703	30,490
株 式	532	569	1,831	818
外 国 証 券	18,807	19,197	20,212	20,558
そ の 他 証 券	7,043	8,049	9,227	8,004
合 計	83,447	89,154	90,846	90,044

(4)預証率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
有 価 証 券 (期末残高)	(A)	83,447	90,846
預 金 (期末残高)	(B)	334,390	329,839
預 証 率	(A / B)	24.95%	27.54%
	期 中 平 均	27.02%	26.94%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

5. 時価情報

(1)有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	500	503	3
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	500	507	7
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	1,000	1,010	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	2,925	2,885	△40
	地 方 債	—	—	—	1,195	1,189	△5
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	1,097	1,084	△13
	そ の 他	2,100	1,986	△113	2,200	2,098	△101
	小 計	2,100	1,986	△113	7,418	7,256	△161
合 計		2,100	1,986	△113	8,418	8,267	△150

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	181	131	49	1,203	987	216
	債 券	15,557	15,424	132	11,302	11,249	53
	国 債	202	199	3	—	—	—
	地 方 債	8,234	8,164	70	6,433	6,404	28
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,119	7,061	58	4,869	4,844	24
	そ の 他	3,040	2,792	247	7,319	6,611	707
	小 計	18,778	18,349	430	19,825	18,848	977
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	92	110	△17	370	384	△13
	債 券	41,506	43,365	△1,859	42,054	44,839	△2,785
	国 債	9,476	10,206	△729	9,220	10,405	△1,185
	地 方 債	9,523	10,047	△523	9,597	10,358	△760
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	22,506	23,112	△605	23,236	24,075	△838
	そ の 他	20,660	22,939	△2,279	19,858	21,716	△1,857
	小 計	62,259	66,416	△4,156	62,283	66,939	△4,656
合 計		81,039	84,765	△3,726	82,108	85,787	△3,679

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	248	247
その他の証券・投資事業有限責任組合	50	61
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	—	—
合 計	308	319

(2)金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

② 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和4年度					令和5年度				
貸借対照表計上額	時 価	差 額			貸借対照表計上額	時 価	差 額		
		うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの				うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	
—	—	—	—		—	—	—	—	

(注) 上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引

- ①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

6. 経営内容

(1) ～ (12)最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	4,235,546	4,147,806	4,072,401	3,886,928	4,264,112
経 常 利 益 (△は経常損失)	200,156	234,963	290,494	340,376	△4,042,196
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	95,910	138,040	166,271	203,315	△3,859,300

(単位：百万円、百万口)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出 資 総 額	746	746	742	735	730
出 資 総 口 数	14	14	14	14	14
純 資 産 額	19,031	19,646	18,595	15,768	11,933
総 資 産 額	335,929	383,811	389,415	363,556	347,823
預 金 積 金 残 高	310,151	325,427	328,684	334,390	329,839
貸 出 金 残 高	176,551	181,959	178,393	177,370	177,474
有 価 証 券 残 高	67,610	82,117	86,361	83,447	90,846
単体自己資本比率	12.81%	13.34%	13.35%	13.20%	11.10%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1円	1円	1円	1円	1円
役 員 数	13人	13人	12人	12人	11人
うち常勤役員数	9人	9人	7人	7人	6人
職 員 数	212人	210人	215人	200人	192人
会 員 数	29,926人	30,044人	30,059人	30,123人	30,069人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)業務粗利益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	3,378,979	3,429,275
資 金 運 用 収 益	3,410,669	3,464,137
資 金 調 達 費 用	31,689	34,862
役 務 取 引 等 収 支	107,937	124,485
役 務 取 引 等 収 益	409,391	408,404
役 務 取 引 等 費 用	301,454	283,918
そ の 他 業 務 収 支	11,253	△64,010
そ の 他 業 務 収 益	27,272	36,512
そ の 他 業 務 費 用	16,019	100,522
業 務 粗 利 益	3,498,170	3,489,751
業 務 粗 利 益 率	0.92 %	0.99 %

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和4年度 - 千円、令和5年度 - 千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業 務 純 益	682,130	172,267
実 質 業 務 純 益	683,845	682,658
コ ア 業 務 純 益	696,810	776,540
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	644,264	776,540

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

①資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円)

	平 均 残 高		利 息		利 回 り	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	376,303	351,682	3,410,669	3,464,137	0.90%	0.98%
うち貸出金	177,184	176,664	2,435,033	2,391,784	1.37%	1.35%
うち預け金	107,246	82,731	138,594	247,184	0.12%	0.29%
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	89,154	90,044	705,844	693,201	0.79%	0.76%
資金調達勘定	361,364	336,105	31,689	34,862	0.00%	0.01%
うち預金積金	329,936	334,198	17,895	21,883	0.00%	0.00%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	31,126	1,614	7,944	7,133	0.02%	0.44%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度 191 百万円、令和5年度 192 百万円)及び金銭の信託平均残高(令和4年度 - 百万円、令和5年度 - 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度 - 百万円、令和5年度 - 百万円)及び利息(令和4年度 - 千円、令和5年度 - 千円)を、それぞれ控除して表示しております。

②資金利鞘

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回	0.90%	0.98%
資 金 調 達 原 価 率	0.78%	0.84%
総 資 金 利 鞘	0.12%	0.14%

(15)受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	3,505	△54,273	△50,767	△101,492	154,960	53,468
うち貸出金	△40,978	△39,932	△80,910	△7,037	△36,212	△43,249
うち預け金	△5,727	△16,842	△22,569	△73,244	181,834	108,590
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	46,580	3,823	50,403	6,846	△19,489	△12,643
支 払 利 息	△703	△4,165	△4,868	△130,257	133,429	3,172
うち預金積金	123	△4,730	△4,607	279	3,709	3,988
うち借入金	△1,114	215	△899	△130,371	129,560	△811

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

(16)利益率

	令和4年度	令和5年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.08 %	△1.14 %
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.05 %	△1.09 %

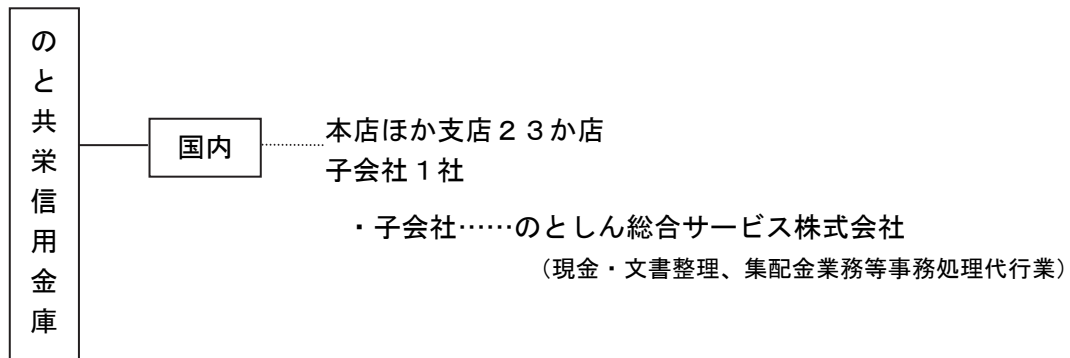
(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

連 結 情 報

1. 金庫及び子会社等の概況

(1)主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社１社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



(2)子会社等の状況

名 称	のとしん総合サービス株式会社
所 在 地	七尾市国分町井部 2 番地
資 本 金	10,000 千円
主 要 業 務 内 容	現金の集配・整理、伝票の整理・保管、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ＡＴＭ管理、決算書（取引先）の入力、重要用紙の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、宣伝物等物品購入販売業務、販促品・物品管理業務、メール交換及び付随業務
設 立 年 月 日	昭和 63 年 8 月 8 日
当 金 庫 の 議 決 権 比 率	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%

(3)事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が 347,820 百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して 3 百万円の減少、自己資本合計は 16,419 百万円で、33 百万円の増加となりました。

損益では経常損失は 4,036 百万円で、のと共栄信用金庫単体と比較して 5 百万円の増益、当期純損失も 3,853 百万円で 5 百万円の増益となりました。

また、連結自己資本比率は 11.11%となりました。

2. 財産の状況

(1)財務諸表

①連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5.3.31現在)	令和5年度 (令和6.3.31現在)
(資産の部)		
現金及び預け金	94,057,508	74,912,454
買入金銭債権	1,101,826	1,058,492
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	83,439,394	90,838,572
貸出金	177,370,082	177,474,982
外国為替	—	—
その他資産	1,862,104	2,365,227
有形固定資産	2,500,564	2,348,782
建物	465,966	430,638
土地	1,656,391	1,545,231
リース資産	169,400	134,068
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	208,806	238,843
無形固定資産	97,488	98,710
ソフトウェア	65,673	68,671
その他の無形固定資産	31,815	30,039
繰延税金資産	572,182	1,060,782
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	4,443,711	4,369,829
貸倒引当金(△)	△1,891,230	△6,706,946
資産の部合計	363,553,633	347,820,888
(負債の部)		
預金積金	334,332,395	329,783,568
譲渡性預金	—	—
借入金	7,533,314	300,323
外国為替	—	—
その他負債	780,000	837,488
賞与引当金	84,467	80,357
役員賞与引当金	8,595	8,668
退職給付引当金	330,998	328,514
役員退職慰労引当金	204,479	104,423
その他の引当金	39,253	40,683
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	39	35
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	4,443,711	4,369,829
負債の部合計	347,757,253	335,853,901
(純資産の部)		
出資金	735,813	730,815
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	18,803,672	14,935,415
処分未済持分	△16,659	△20,169
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	19,522,826	15,646,061
その他有価証券評価差額金	△3,726,446	△3,679,074
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△3,726,446	△3,679,074
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	15,796,379	11,966,986
負債及び純資産の部合計	363,553,633	347,820,888

連結財務諸表の作成方針（令和6年3月期）

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等・・・子会社 1社
のとしん総合サービス株式会社
 - 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社の決算日
3月末日 1社
- 連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生しておりません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～50年（税法基準の160%の償却率による）	その他	3年～20年
-----	---------------------------	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は683百万円であります。
また、令和6年能登半島地震により直接あるいは間接的に被害を被った債務者の実態、および担保物件を再評価した結果を当期の自己査定に反映させて貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は4,484百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

①年金資産の額	1,680,937百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
③差引額	△89,255百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分） 0.228 %
 - 補足説明
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円および別途積立金は58,714百万円であります。
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 41百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 6,706 百万円
 (上記のうち令和6年能登半島地震による直接あるいは間接に被害を被った債務者に対する引当金 4,484 百万円)
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、令和6年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。
- なお、令和6年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,026 百万円
 17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円
 18. 子会社等に対する金銭債務総額 55 百万円
 19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,802 百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,016 百万円
 危険債権額 11,969 百万円
 三月以上延滞債権額 26 百万円
 貸出条件緩和債権額 259 百万円
 合計額 17,271 百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、203 百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
 有価証券 34,682 百万円
 担保資産に対応する債務はありません。
- 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,512 百万円を差し入れております。
23. 出資1口当たりの純資産額 1,113 円 51 銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にALM委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
- このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区分99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,148百万円です。
 なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（時価の算定方法については（注1）参照）なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注2）参照）また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	71,933	72,171	237
(2) 有価証券	90,527	90,376	△150
売買取引有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	8,418	8,267	△150
其他有価証券	82,108	82,108	—
(3) 貸出金(*1)	177,477	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,706	—	—
	170,768	172,108	1,340
金融資産計	333,228	334,656	1,428
(1) 預金積金(*1)	329,783	328,874	△909
(2) 借入金(*1)	300	339	39
金融負債計	330,083	329,214	△869

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	—
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	247
組合出資金(*2)	61
合 計	309

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

【主な分類商品】地方債、社債（上場企業等）等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,058	1,058
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券（その他有価証券）	14,428	64,849	2,830	82,108
うち株式	1,574	—	—	1,574
国債	9,220	—	—	9,220
地方債	—	16,030	—	16,030
社債	—	28,105	—	28,105
その他の証券	3,634	20,712	2,830	27,178
その他	—	—	—	—
金融資産計	14,428	64,849	3,889	83,167
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	10,007	25,125	6,500	12,800
有価証券	5,808	14,577	16,888	31,905
満期保有目的の債券	—	500	5,764	2,153
その他有価証券のうち満期があるもの	5,808	14,077	11,124	29,751
貸出金(*2)	28,140	59,309	43,220	25,320
合 計	43,956	99,012	66,609	70,026

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	307,658	21,273	906	—
借入金	31	125	128	14
合 計	307,690	21,398	1,035	14

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし
満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	500	503	3
	社債	500	507	7
	その他	—	—	—
	小 計	1,000	1,010	10
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,925	2,885	△40
	地方債	1,195	1,189	△5
	社債	1,097	1,084	△13
	その他	2,200	2,098	△101
	小 計	7,418	7,256	△161
合 計		8,418	8,267	△150

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,203	987	216
	債券	11,302	11,249	53
	国 債	—	—	—
	地方債	6,433	6,404	28
	社 債	4,869	4,844	24
	その他	7,319	6,611	707
	小 計	19,825	18,848	977
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	370	384	△13
	債券	42,054	44,839	△2,785
	国 債	9,220	10,405	△1,185
	地方債	9,597	10,358	△760
	社 債	23,236	24,075	△838
	その他	19,858	21,716	△1,857
	小 計	62,283	66,939	△4,656
合 計		82,108	85,787	△3,679

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	880	84	△21
債券	200	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	200	—	—
その他	2,487	212	△178
合 計	3,567	296	△199

29. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,566 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,086 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	124 百万円
退職給付引当金	90 百万円
貸出金有税償却額	163 百万円
貸倒引当金 (有税額)	1,662 百万円
賞与引当金	22 百万円
その他	239 百万円
繰延税金資産小計	2,302 百万円
評価性引当額	△1,241 百万円
繰延税金資産合計	1,060 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,060 百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 3 百万円

34. 当事業年度において、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により特に大きな被害を受けた破綻懸念先債権の一部の債務者をグルーピングし、今後3年間の予想損失額を見込んで、貸倒引当金を追加計上しております。この見積りの変更により当事業年度末の貸倒引当金は334 百万円増加し、当事業年度の経常損失及び税引前当期純損失が343 百万円増加しております。

②連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)	令和5年度 (令和5.4.1～令和6.3.31)
経 常 収 益	3,891,474	4,264,112
資 金 運 用 収 益	3,410,669	3,464,137
貸 出 金 利 息	2,435,033	2,391,784
預 け 金 利 息	138,594	247,184
有 価 証 券 利 息 配 当 金	705,844	693,201
そ の 他 の 受 入 利 息	131,196	131,966
役 務 取 引 等 収 益	409,391	408,404
そ の 他 業 務 収 益	27,446	36,512
そ の 他 経 常 収 益	43,966	355,057
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	11,095	9,497
そ の 他 の 経 常 収 益	32,870	345,560
経 常 費 用	3,557,629	8,300,952
資 金 調 達 費 用	31,688	34,861
預 金 利 息	17,355	21,505
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	539	377
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	7,944	7,133
そ の 他 の 支 払 利 息	5,849	5,844
役 務 取 引 等 費 用	301,454	283,918
そ の 他 業 務 費 用	16,019	100,490
経 常 費	2,848,215	2,834,676
そ の 他 経 常 費 用	360,251	5,047,005
貸 出 金 償 却	51,609	2,527
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	245,662	4,911,686
一般貸倒引当金繰入額	1,714	510,390
個別貸倒引当金繰入額	243,947	4,401,296
そ の 他 の 経 常 費 用	360,251	132,791
経常利益又は経常損失(△)	333,844	△4,036,840
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	5,254	117,503
固 定 資 産 処 分 損	2,139	670
減 損 損 失	3,114	116,832
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税金等調整前当期純利益 又は純損失(△)	328,589	△4,154,343
法人税、住民税及び事業税	160,652	188,144
法 人 税 等 調 整 額	△28,883	△488,603
法 人 税 等 合 計	131,768	△300,459
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	196,821	△3,853,884
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (△)	—	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (△)	196,821	△3,853,884

注記事項(令和6年3月期)

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 13,934千円
子会社との取引による費用総額 89,807千円
- 出資1口当たりの当期純損失金額 268円11銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	2,285
鹿島郡内		土地	359
七尾市内	事業用資産	土地	60,336
		建物	2,777
		動産	250
		土地	805
鳳珠郡内		土地	34,959
輪島市内		土地	11,644
金沢市内		土地	3,414
河北郡内		土地	—
合 計			116,832

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

③連結剰余金計算書

（単位：千円）

科 目	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)	令和5年度 (令和5.4.1～令和6.3.31)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	18,621,382	18,803,672
利益剰余金増加高	196,821	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	196,821	—
利益剰余金減少高	14,530	3,868,257
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	3,853,884
配当金	14,530	14,373
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	18,803,672	14,935,415

注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2)経営内容

①～⑥ 当連結会計年度に係る主要な経営指標等

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	4,236	4,152	4,076	3,891	4,264
連結経常利益 (△は経常損失)	204	233	286	333	△4,036
連結当期純利益 (△は当期純損失)	99	136	162	196	△3,853
連結純資産額	19,071	19,684	18,629	15,796	11,966
連結総資産額	335,925	383,807	389,412	363,553	347,820
連結自己資本比率	12.84%	13.37%	13.36%	13.22%	11.11%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3)信用金庫法開示債権の状況

①～⑤ 連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,627	5,016
危険債権	3,887	11,969
三月以上延滞債権	27	26
貸出条件緩和債権	497	259
小計	6,040	17,271
正常債権	175,864	164,707
総与信残高	181,905	181,978

(4)連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本充実の状況(連結に関する事項)

■連結の範囲に関する事項

- ①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結グループ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②当金庫の連結グループは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容は、P. 63をご参照ください。
- ③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- ④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■自己資本調達手段の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,508	15,631
うち、出資金及び資本剰余金の額	735	730
うち、利益剰余金の額	18,803	14,935
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△16	△20
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	376	886
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	376	886
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,884	16,518
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	97	98
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	97	98
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	97	98
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,787	16,419
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	142,955	140,951
資産(オン・バランス)項目	138,275	136,634
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,479	4,098
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	217
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	1
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,707	6,726
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,663	147,677
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.22%	11.11%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	142,955	5,718	140,951	5,638
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	136,129	5,445	129,871	5,194
(i)ソブリン向け	5,764	230	6,657	266
(ii)金融機関向け	18,169	726	16,469	658
(iii)法人等向け	57,428	2,297	53,884	2,155
(iv)中小企業等・個人向け	32,683	1,307	30,751	1,230
(v)抵当権付住宅ローン	2,088	83	1,925	77
(vi)不動産取得等事業向け	10,809	432	10,615	424
(vii)3月以上延滞等	324	12	439	17
(viii)その他	8,861	354	9,127	365
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,050	322	10,861	434
ルック・スルー方式	8,050	322	10,861	434
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	8	217	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,707	268	6,726	269
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	149,663	5,986	147,677	5,907

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリ バティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製 造 業	19,143	20,673	14,439	14,939	4,399	4,899	—	—	66	40
農 業、林 業	1,030	1,037	1,030	1,037	—	—	—	—	0	0
漁 業	228	185	228	185	—	—	—	—	3	3
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	17,140	17,602	16,440	16,799	700	700	—	—	1	47
電気・ガス・ 熱供給・水道業	6,016	6,071	614	555	5,401	5,400	—	—	—	—
情 報 通 信 業	797	879	105	164	600	600	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,981	5,207	3,769	3,976	1,202	1,201	—	—	—	—
卸売業、小売業	14,167	13,491	12,935	12,410	1,200	1,000	—	—	43	38
金融業、保険業	107,298	91,505	8,344	10,358	6,599	6,899	—	—	—	—
不 動 産 業	26,296	25,975	24,973	24,525	1,300	1,397	—	—	18	31
物 品 賃 貸 業	423	384	423	384	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技 術 サービス業	5,205	5,145	5,197	5,137	—	—	—	—	2	6
宿 泊 業	6,516	6,285	6,516	6,285	—	—	—	—	102	112
飲 食 業	7,706	7,420	7,706	7,420	—	—	—	—	14	17
生活関連サービス 業、娯 楽 業	3,815	3,796	3,614	3,596	200	200	—	—	16	12
教育、学習支援業	840	883	840	883	—	—	—	—	2	2
医 療、福 祉	5,976	5,736	5,976	5,736	—	—	—	—	1	8
その他のサービス	9,768	9,515	9,728	9,436	—	—	—	—	20	77
国・地方公共団体等	68,620	70,251	26,126	25,238	42,490	45,009	—	—	—	—
個 人	32,801	32,773	32,801	32,773	—	—	—	—	32	47
そ の 他	29,408	27,796	667	725	14,918	16,218	—	—	—	—
業 種 別 合 計	368,182	352,619	182,481	182,570	79,011	83,526	—	—	327	447
1 年 以 下	83,795	48,578	27,609	32,775	3,778	5,795	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	39,499	34,380	16,153	12,115	11,410	5,780	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	14,487	33,150	12,498	14,966	589	5,183	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	31,262	32,265	17,968	20,858	10,583	9,955	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	50,836	51,443	43,452	39,186	4,953	6,156	—	—		
10 年 超	104,332	108,966	63,755	61,630	32,776	34,436	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の	43,968	43,833	1,043	1,037	14,918	16,218	—	—		
残存期間別合計	368,182	352,619	182,481	182,570	79,011	83,526	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	80, 143	—	73, 779
10%	—	47, 056	—	48, 002
20%	2, 999	95, 405	4, 999	86, 178
35%	—	5, 967	—	5, 501
50%	24, 280	1, 638	23, 397	2, 389
75%	—	33, 982	—	31, 806
100%	900	74, 379	800	73, 728
150%	—	68	—	119
200%	—	—	—	—
250%	—	692	—	1, 190
1, 250%	—	—	—	—
その他	—	667	—	725
合 計	368, 182		352, 619	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 27をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 27をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 28をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループでは、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
オペレーショナル・リスク相当額	536	538

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

（単位：百万円）

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券でないもの等
		貸借対照 表計上額	当期の損益 に含まれた 評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照 表計上額	評価差額		貸借対照 表計上額	
						うち益	うち損		
上 場 株 式	令和4年度	—	—	242	274	31	49	17	—
	令和5年度	—	—	1, 371	1, 574	202	216	13	—
非 上 場 株 式 等	令和4年度	—	—	167	219	51	51	—	1, 700
	令和5年度	—	—	167	214	46	46	—	2, 171
合 計	令和4年度	—	—	409	493	83	101	17	1, 700
	令和5年度	—	—	1, 539	1, 788	249	263	13	2, 171

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。